

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《確定給付企業年金関係》

平成24年2月3日

確定給付企業年金法施行規則の一部改正および関連通知の発出について

平成24年1月31日付で、「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」(平成24年厚生労働省令第13号)が公布され、併せて関連通知が発出されました。内容は、平成23年7月14日付で意見募集された「確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について」および平成23年10月6日付で意見募集された「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」に概ね沿ったものです。以下に、主な内容をご案内します。

1. 財務諸表の勘定科目の見直し<平成25年3月31日を事業年度の末日とする決算から>

現行：資産勘定に資産評価調整加算額、未償却過去勤務債務残高等を計上。  
負債勘定に資産評価調整控除額、数理債務を計上。

➡ 改正後：資産評価調整加算額、資産評価調整控除額、未償却過去勤務債務残高等は廃止。負債勘定には数理債務に代わり、責任準備金を計上。

数理債務 - 未償却過去勤務債務残高等 (内訳は欄外に表示)

<貸借対照表の見直しイメージ>

現行

流動資産	流動負債
固定資産	支払備金
	資産評価調整控除額
資産評価調整加算額	数理債務
未償却過去勤務債務残高等	
基本金(不足)	基本金(剰余)

改正案

流動資産	流動負債
固定資産	支払備金
	責任準備金
基本金(不足)	基本金(剰余)

欄外：数理債務、未償却過去勤務債務残高等

## 2. 継続基準の見直し<平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする決算から>

- ・時価基準で財政検証を実施する。(資産評価調整加算(控除)額は考慮しない。)
- ・変更計算実施の要否判定および変更計算においては、数理上資産額を使用(資産評価調整加算(控除)額を考慮)することができるため、実質的には現行と同様の取扱いになる。

### 現行

- ① 数理上資産額  $\geq$  責任準備金  
→継続基準に関する財政検証クリア
- ② 数理上資産額 + 許容繰越不足金  $\geq$  責任準備金  
→継続基準に関する財政検証クリア
- ③ 数理上資産額 + 許容繰越不足金  $<$  責任準備金  
→変更計算を実施する必要あり

### 改正後

- ① **純資産額**  $\geq$  責任準備金  
→継続基準に関する財政検証クリア
- ② 数理上資産額 + 許容繰越不足金  $\geq$  責任準備金  
→**変更計算を留保することができる**  
**(継続基準に関する財政検証には抵触)**
- ③ 数理上資産額 + 許容繰越不足金  $<$  責任準備金  
→変更計算を実施する必要あり

## 3. 非継続基準の見直し<平成 24 年 4 月 1 日を基準日とする決算から>

以下の通り改正されます。ただし、激変緩和措置として5年の経過期間が設けられるとともに、省令施行後1年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況、確定給付企業年金制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し検討を加え、必要があると認めるときはその結果に基づき必要な措置を講ずるとされています。

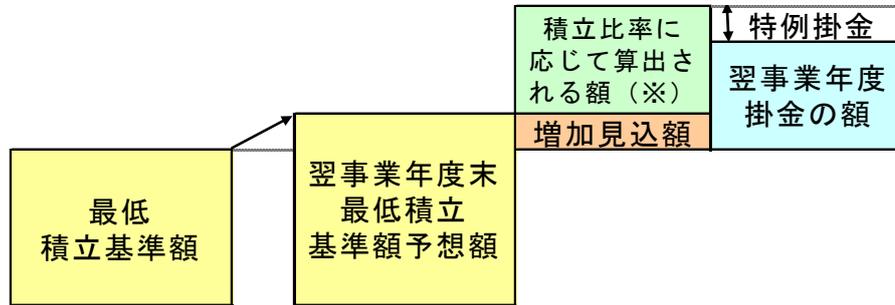
- ① 純資産額  $\div$  最低積立基準額  $\geq 1.00$  (※1)  
→非継続基準に関する財政検証クリア
- ② 「純資産額  $\div$  最低積立基準額  $\geq 0.90$  (※2)」かつ「過去3事業年度のうち2事業年度以上で純資産額  $\div$  最低積立基準額  $\geq 1.00$  (※1)」  
→変更計算不要
- ③ ①②に該当しない場合  
→積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法により変更計算を実施する必要あり  
(平成30年3月30日を基準日とする財政検証までは積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法を用いることも可能。)

(※1)、(※2)は5年間の経過期間を設けて以下の通り引上げられる。

基準日	平成 25 年 3 月 30 日 まで(現行)	平成 25 年 3 月 31 日 ～ 平成 26 年 3 月 30 日	平成 26 年 3 月 31 日 ～ 平成 27 年 3 月 30 日	平成 27 年 3 月 31 日 ～ 平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 31 日 ～ 平成 29 年 3 月 30 日	平成 29 年 3 月 31 日 以降
(※1)	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00
(※2)	0.80	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90

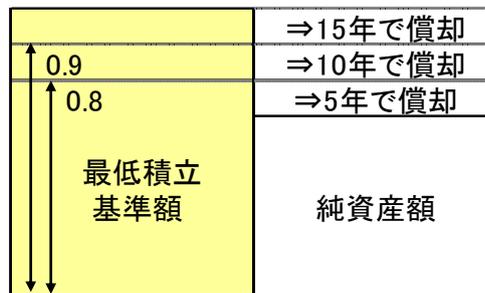
**<積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法>**

「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込額+ 積立比率に応じて算出される額」が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合、当該差額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加する。(改正後は数理上資産額の使用は不可。)



(※) 積立比率に応じて算出される額

純資産額÷最低積立基準額が0.8未満の部分は5、0.8以上0.9未満の部分は10、0.9以上1.0(※1)未満の部分は15で除して得た額の合計以上、純資産額が最低積立基準額を下回る額以下で規約に定める額。



**<経過措置期間中の回復計画の前提>**

財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立水準が回復するような計画を作成する。(10年以内とする経過措置は平成24年3月31日で終了)

	【現行】	【改正後】
年金資産の予測に用いる利回り	上限：直前の財政計算で用いた予定利率	上限：以下のいずれか大きい率 ・過去5事業年度における運用利回りの実績平均 ・事業年度の末日における最低積立基準額の算定利率(注) ・翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定利率(注)
資産額	数理上資産額の使用も可能	数理上資産額の使用は不可
掛金の額の見込みに用いる加入者数	基準なし	過去5事業年度の加入者数の実績を用いる

(注) 基準利率に0.8以上1.2以下の数を乗じた率としている場合は、乗じた後の率。

#### 4. 特例的扱い

##### 掛金引上げ猶予措置<公布日から>

- ・ 財政計算の結果、掛金の引上げが必要となる場合において、実施事業所の経営状況が悪化したことにより事業主が掛金を拠出することに支障があると見込まれる場合には、平成 25 年 3 月 31 日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。
- ・ ただし、標準掛金および特別掛金については、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることを猶予の要件とする。（特例掛金は規約への規定は必要なし。）

#### 5. その他の事項

		適用時期	内容
①	特別掛金率の計算方法の見直し	発出日から	積立不足を確実に解消するため、特別掛金の計算に加入者数の動向や将来の給与水準の変化を織り込むようにする。 ⇒例えば、加入者数が今後減少すると見込まれる場合には、特別掛金率を現状より高く設定し、加入者数が減少したとしても償却に必要な特別掛金収入を確保することが可能となる。
②	過去勤務債務の償却方法の見直し	公布日から	DBについても、厚生年金基金と同様の段階引上げ償却の規定を設ける。 《段階引上げ償却》 償却開始後 5 年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくなる方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法で、実施する場合には一定の要件を満たす必要がある。
③	DC への一部移行に伴う一括拠出の緩和	公布日から	DC へ一部移行する際の積立不足に対する一括拠出が DC 導入の阻害要因となっていることから、この一括拠出の範囲を移換者の移行部分に係る非継続基準の積立不足に限定する。（政令は公布済）
④	脱退一時金における一時金換算率の要件緩和	公布日から	老齢給付金の支給開始要件以外の要件を満たすものに支給する脱退一時金の上限額の算定に用いる割引率を給付額の計算に用いる据置利率とする。
⑤	選択一時金における一時金換算率の要件緩和	公布日から	一時金の上限額の算定に用いる割引率を、一時金選択時または老齢給付金の支給開始要件を満たしたときの直前の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち最も低い下限予定利率とする。
⑥	キャッシュバランスプランにおける指標の弾力化	発出日から	キャッシュバランスプランにおける再評価の指標として、一定の上下限（下限は 0 以上）を付した市場インデックス（東証株価指数等）を使用できるようにする。
⑦	制度終了時における残余財産の優先分配の追加	公布日から	制度終了時における残余財産を分配する際に掛金を負担した加入者について優先的に分配することを可能にする。（政令は公布済）

		適用時期	内容
⑧	申請書類の簡素化	発出日から	承認に不要又は規制の対象外である次の書類を廃止する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・規約型DBの承認申請、統合の承認申請、分割の承認申請における「加入者数を示した書類」</li> <li>・「業務委託に関する書類」</li> </ul>
⑨	事業報告の簡素化	平成25年3月31日を事業年度の末日とする決算から	企業年金側で把握できない項目や使用頻度の著しく低い項目を様式から外す。 《除外項目》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全実施事業所の被用者年金被保険者等の数</li> <li>・業種</li> <li>・給付状況の新規裁定者の件数</li> <li>・掛金拠出状況の納付決定額のうち加入者負担分及び納付決定対象加入者数</li> <li>・年金通算状況の金額及び算入した期間</li> <li>・業務委託状況</li> <li>・福祉事業の状況</li> <li>・適格退職年金からの移行状況及び代行返上時の給付減額</li> </ul>
⑩	代表事業主による申請手続	公布日から	複数の事業主が共同で実施する規約型DBにおいて、DCと同様、代表事業主を設け、新規規約や規約変更の承認申請を行うものとする。
⑪	届出事項の拡大等	公布日から	次の事項の規約変更を届出とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所</li> <li>・実施事業所の増加又は減少に係る場合の実施事業所の名称・所在地</li> <li>・加入者が掛金を負担する場合の掛金の拠出に関する事項</li> <li>・加入者が掛金を負担している場合の事業年度その他財務に関する事項</li> <li>・権利義務承継に関する移転確定給付企業年金・承継確定給付企業年金、脱退一時金相当額の移換に係る移換先確定給付企業年金及び厚生年金基金の給付の支給に関する権利義務を移転する際の厚生年金基金の名称</li> <li>・給付に関する軽微な変更（条ずれ等、実質的な変更を伴わない場合）</li> </ul> 次の届出不要事項については、労働組合等の同意を不要とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託に係る契約に関する事項</li> </ul>
⑫	支払終了企業年金の制度終了後の残余財産の取扱い	発出日から	全ての受給者に対して年金又は一時金の支給を完了し、また、新規に加入者が生じない確定給付企業年金（「支払終了企業年金」）について、制度終了後の残余財産の取扱を規約記載事項とする。

<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3213 大阪 06-6268-1833  
以上